塩瓦

十五

太政官文庫
和書門
一一四九七號
一の一函
二架
六五冊

内閣文庫
和書
一一四九七
類號
六五
冊
二一函
二一
架

内閣文庫
番號 和 11497
冊數 65 (15)
函號 211 302

国立公文書館
National Archives of Japan

教部省文庫 消印

朱子曰賢者ハ慎テ理ニ安ンジ行ヒ智者ハ知テ機ニ応ジ

固ク守ル語類百三十八

賢智の人其行ひかくの如し

内閣文庫 消印

自秦漢以来奴僕ハ主ノ姓ヲ今有リ下一天姓所ノ在ル四邊ハ

有ル人ノ同姓不ル知ラ所ノ来ル者皆是奴僕之類ノ上ニ同ジ

我國其乃姓称もくことを号ふる如ハ分ける者多

是迄世主人の姓を用ひ者をくるすに徹田

郡の法多くハ平氏を称ス者諸侯多

内閣文庫

内 二七九〇號

[illegible]

明應三年將軍御元服[illegible]書十二月廿一日記正和

二年三月廿七日[illegible]新制[illegible]足袋御免[illegible]草鞋[illegible]年

齡五旬以後可[illegible]免許[illegible]但雖不及此齡為病体

者[illegible]御免可[illegible]着白草鞋草[illegible]

凡新足諸臣諸社神人足袋御免[illegible]

[illegible]足袋[illegible]

[illegible]

足袋編[illegible]太平[illegible]故武林婦

[illegible]

[illegible]我[illegible]室御[illegible]布[illegible]の時[illegible]

[illegible]

[illegible]

日次御記[illegible]東史類[illegible]諸家秘

[illegible]出故[illegible]の書[illegible]去年代の次[illegible]

堀川記[illegible]六條院顯時記[illegible]六月 [illegible]隆記保元元年

[illegible]記永治元年十月 經俊卿記正元 師弘記正元 實躬卿記正安二年正月

成通々記 久安六年 光雅々記 嘉應 親字々記 文保六年正月

外記師尚記 文治六年正月 小外記廣元記 文治 長兼々記 元文二年

雅兼卿記 保安四年 以遠記 永久三年 信範記 治承四年 為經記 寛元四年

伊綱記 正安三年正月 頼業記 久壽 頼資々記 嘉久四年 經光々記 仁治三年

憲説記 建長 右吹安資實記 建久元年 左吹安永光記 貞應元年

大右記 永保三年 右吹安資宣記 弘長元年

此外兵範記〻〻代々の事跡を見るへしとも

久安九年十月十一日　　仁平二年冬三ヶ月

同三 自正月至六月　　同 自七月至十二月

久壽三 春三ヶ月　　保元二 自四月至七月

同三 春三ヶ月　　仁安元 自九月至十二月

同二 自四月至六月　　同二十月

同三正月　　同三七月

右各一冊宛有

同九月 上下二冊　　同十月一冊

同十月 上下二冊　　同十二月 上下二冊

同四月　　嘉應元年六月

同九月　　同十月

治承四二月

同　右各一冊有

同　凡通計して二十四冊に成り外物多く園太宰薩戒記

同　梅松論元弘日記以下の記録亦数十部有り等の

古記と雖も多く古へ紙に書かれ号を

。近世の年号古へ勅文に出で後代に号を

今其一二を挙ぐ

天和　嘉暦改元の時文章博士行成考の内又延元改元に式ア太補長貞の考員和改元に文章博士宗範の考観應改元に式ア太補長貞考の内等出

慶長　元弘改元の時文章博士在淳の考正慶ノ改元に文章博士在成の考等に出

慶安　正慶改元の時正三位在登考の内に出

右の如く年号を書かれし雅

なく止めて勅文を奉りて天下の号と成

しと多く年号を用ひらるゝ又勅

て多分人の世の挙やうを考へるなり

めして

幕下の御院号は勅して勅文を賜はる定させ給ふ

今時源氏何のゆかりとも知れぬ文字殊更懇字にわたらせ給

ふと意得ぬ様なれども大敵に号し給ふものと世間

にて申なれば次

台徳院 書説命曰朝夕納ヶ誨臣輔ニ台德ヲ

大猷院 周官曰若ニ昔大猷ニ制ニ治ヲ于未ニ乱保ツ邦ヲ于未ニ危カラ

厳有院 書皐陶謨曰日ニ厳ニ祗ニ敬ニ六德ヲ亮ニ天ニ工ヲ有ツ邦ヲ

厳有公崇号の宣命使は平松中納言時量位記使は坂内記

○

明徳四年将軍家義満 左大臣と辞表あり九月一日都を

旅立給ひて太神宮へ参せ給ひ伊勢山田へ御

参り七日より二処の神社へ八日に西宮の祢宜祿

と云ふ人祢宜白銀下の下に下り給ふ 管領新渡義将命を奉て神

領はなしとおほせ七子賢文の地を出雲の浦に九日に

朝熊岳へ御参詣給ひ二見浦へ出給ひて古さ

を思ひ給ふ三石の浦ふくるせさ分の浦

と詠人の心の堀をすらやく清き三石の波のせに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

荒木田氏説に曰義満将軍御来宮の時宇治橋を[illegible]
の地より[illegible]橋今の所なる下にかゝる
道と示異物[illegible]と古記よりかゝる

永享十一年二月十日鎌倉持氏没落の時為仕之合戦
泉氏紀か嶋小笠原山城守辛島内膳亮仕業仕る武田
内膳亮か嶋殺の事紀伊中[illegible]設楽遠江守沼田弾正
仕業なる神社内所なる中村[illegible]なる戦死人満貞の家人南山下総
入道内馬助里見治部少輔下条左兵衛尉里見中務大輔

氏の女婿彩女十郎[illegible]の射芸測[illegible]泉田修理亮と[illegible]
亦討死す持氏法[illegible]

長春院揚山道継居士

持氏の二男春王丸の乳母平景政後の高長尼彩女命景
光の女[illegible]京都[illegible]石橋[illegible]橋間になり時宜を合切て相
いたまし[illegible]免許と蒙り東山より[illegible]の[illegible]春王丸
嘉吉元年九月十六日[illegible]濃国[illegible]郡[illegible]原にて[illegible]の
女王丸と共に害[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

持氏の末子永壽王ハ[illegible]遠江[illegible]信濃國へ為行大井
持[illegible]を頼[illegible]遠[illegible]後吉河は住[illegible]
長阿弥陀佛　德川有親公
和州吉野に[illegible]
德阿弥陀佛　有親公御二男　松平太郎為廚親氏公
祐阿弥陀佛　有親公御二男　松平三河守泰親公
妙阿弥陀佛　有親公御女泰親公御妹
是三河松平郷高月院本願
右時衆と[illegible]
他阿上人の末子　十二世上人ハ後村上院の皇子[illegible]観

法親王ハ御出家[illegible]或説曰長阿公ハ四歳　德阿公
六歳祐阿公四歳妙阿公二歳[illegible]此説御遷化の年と[illegible]
又曰德阿公祐阿公ハ[illegible]
三州大濱[illegible]吉良今川の領國[illegible]
御本國德川の郷へ御移り[illegible]御興起の御志[illegible]
[illegible]本國へ[illegible]德川辺[illegible]
鎌倉の進止[illegible]
二三年[illegible]後再び三州へ還[illegible]酒井

乃卿に任せられ侍よし松平[illegible]

元徳川[illegible]祖の故と考へ書[illegible]

[illegible]ども院かゝ是ハ或ハ吉備の説にて[illegible]

[illegible]

[illegible]

一を[illegible]して他を[illegible]

[illegible]

[illegible]

○京師八所御霊第一吉備大[illegible]

[illegible]物語を[illegible]

[illegible]し初[illegible]

[illegible]社とハ[illegible]

[illegible]

王の霊也[illegible]

[illegible]是延喜神名式に載る太和国宇知郡に祭る火雷

神社是也是[illegible]帝の[illegible]山城国宇治郡霊安寺御

霊明神縁起曰若宮と霊神と称す是則光仁天皇[illegible]御

母ハ井上内親王ニシテ早良親王他戸親王等ノ御生也井上内
親王ヲ宇佐郡ヘ押籠奉シ時御懐妊ニテ彼地ニ於テ御
誕生ヲシ給ヒ神ニ成リ給ヒ雷神ニ成リ給ヒ是ヲ菅原
菅原ニ祭ラルル故ニ決セリ雷神の神ヲ元恩の神ヲ
いうるの神ヲいうるの神ヲ云ハ[illegible]
賀茂の雷ハいうる神の
謂にて決す[illegible]

奬國の八級宮ハ和銅勅建也御ゝ祭神ヲ詳ニ決議
ハ[illegible]ヲ是則素戔嗚尊ハ和魂ヲ祭ル出雲国大社ハ

に座ス八口神社ト御同体ナリ社号口授の秘ナリ
[illegible]

同処青倉社ハ葉栗郡ニ座ス宇佐須那神社ト同体
[illegible]ヲ私田武義國男倉郡小被神社同神体
海西郡津島牛頭天王ノ社ハ弥五郎殿ト人初ヨリ今の
神象の説ハ妙祖ハ弥種継命ニテ養浪里住吉の地
主の神ニ[illegible]ヲ私按ルニハ堀田氏系譜
同津島住人堀田弥五郎正恭ヲ始祖武内大臣ヲ祭ル

大橋太郎平貞経の霊を根殿とせり　年号頃を建一年
号月日とはかに記せり貞経は鎌倉将軍家の時より信
濃の地頭職しかも地名の神とそなる
なるべし弥彦の石古書に又信濃或は弥彦をイ
ヤイツヒロ抓わして和訓なる紀正春の考なるべしと
て妄に附会せしと　又信濃の今の天王の社に弥彦神
の初を出社とする者は義なり　凡是よりかさしの論社四信
とそしるひ新説を造るべし　頼ひの世なり

都氏神名帳後書に諸社の伝不明論八詩を奉り完
を考へ可し

○

後村上院皇子尊観法親王（深勝新葉集作者）遁世の後住の八世
乃他阿上人時衆と云人十二世代他阿上人
是こ是より清浄光寺の現住の南門を称す南方の
門跡と云るなるべし　観は三州大浜称名寺に住す
源有親王親氏主御父子なる観上人の門より入る
時衆となる世なり　初有親主の五妹を

御前とゝ申せ〳〵時分の比丘尼とゝ申せ申し徳川の万
徳寺と号奉り〳〵しかや万徳寺の号ハ拾万石人〻
つけまいらせ〳〵まゝ世尼ハ仏門ハ申せ有親主法
父子時分と申〳〵せ申しかや（或曰世良田万徳院政親主の門人の分まとゝ申り山の寺の法門建立云）
有親主後よい三河稲谷寺に住せ給ひ稲谷寺ハ平（北朝の建立）
ハ法聲所上人開基せ〳〵まゝ
三河松平の高月院い親氏主参詣主山上番人の道場
〳〵今百石の寺屋敷〳〵四代世山上二代の法

墓所い安養寺〳〵寺〳〵葬〳〵奉り〳〵世〻人〻
今の高月院い今の安養寺ハ稲谷寺ハ
の山墓ハ徳光明寺也其古塚ハ長沢の寺ハ岩津の
城ハ山ハ後出家仕ハ山菩提所ハ大樹寺〳〵
清康主の山墓を東山墓所稲谷〳〵庵後ハ大濱の稲谷
へ移ハ〳〵今ハ山墓地の号名〳〵
徳川家ハ法級〳〵あり（神君樂国の加名）
い偏〳〵山小力の摘号〳〵〳〵〳〵（或説曰）

德河公祐河公與品へ[illegible]せ[illegible]ひ[illegible]と[illegible]ひ[illegible]
不義不孝の不性頑三人浦ひ奉り松浦の住竜の宮
住せ[illegible]ひ住竜の神へ古家眞の[illegible]
[illegible] 松平八郎の後潮くに人の[illegible]を修せ
[illegible]ひ[illegible]の神の恵[illegible]
六郡を勸[illegible]常に宗[illegible]
[illegible]て[illegible]松平[illegible]
東照神君の出府[illegible]村より[illegible]
今八幡社の直後より初[illegible]

私曰松平信重ハ在原氏[illegible]
の高祖[illegible]元方與品[illegible]
元方より對して現形(ゲギヤウ)の[illegible]古書にも[illegible]松平郷
の住竜社を松平氏[illegible]
[illegible]

德河公再ひ三河大濱より[illegible]
[illegible]年三千[illegible]
坂井郡[illegible]

後の所為なり後の酒井雅楽頭殿源忠勝公へ清
敬公へ仕へ奉り三河国松平に住居する
二代いまだ幼年なるゆえ竹若殿と申し先松平新蔵殿
竹若殿と称せ初名奉府 出二男と竹松殿と称せ先松平和泉殿
竹若殿の事
我尾公毎年正月十日清瀧の岩松殿の後ろ傍の如き
ゆえ月人出家の物ゆえ
て蔵ゆえの後或人直信殿の如きいろかと

推しまゐらせ候 作者は同世同じ出来人なれども
さいさいの思ひ出る年に餘ることと思ひ出でるかれ
ともそのこと敬公 台命に依て大樹御前へ出る
乃出代信して愛宕山時のことと撰ばせ
出るを出されぬ矢ゆえ故目録より性例
として正月十日の場に出席なるまでは
大樹出御代仕れ清私の作ゆえ
下の作ゆえ 作者

国家衛護の御願なり出御あるべきよし
奉れり

後水尾院宸筆
一 妙法若君誕生の御事申入候ハ
家繁栄全く朝廷の光輝ゆへ
ゆゑ古仙の御ものがたりにて
の秋とかゝぬ松の色
雅の人作ゝ作ゝ作ゝ

右軍家宣
竹千代誕生よろこび 宸筆の御書写載し奉者也

御筆とゝけ申候つの鑑用ゆ 将家の安泰
の御ゝ 御ゝ 御ゝ
御祝申 御ゝ
家 御ゝ
とて 妙法 天穂 御ゝ

十月一日

東福門院御方

清名出判

右八歳有院家綱公御誕生 寛永十八年辛巳八月三日 此時 流ゝ

[illegible]

○正保二年乙酉四月廿三日　[illegible]綱ニ正二位権大納言

[illegible]

大樹殿下[illegible]三男　正保三年丙戌正月八日誕生[illegible]

従一位[illegible]

義應二年癸巳八月十二日右近衛権中将従四位下

同月[illegible]元服[illegible]左馬頭　十月七日正三位

寛文元年辛丑十二月二十八日参議中将如元

延寶八年庚申五月七日権大納言従二位

八月二十三日征夷大将軍右近衛大将右[illegible]御[illegible]和

特学両流別當氏長者

同日内大臣正二位右大将如元　随身兵杖手事ノ宣旨

宝永二年乙酉三月右大臣

○伏[illegible]ハ邪ノ霊[illegible]ハ天照太神ノ[illegible]正体草薙神

劔ハ素盞嗚尊ノ和魂ハ表神璽ノ曲玉ハ天忍穂耳

尊御出生ノ[illegible]

継体しの八百代を経るの和魂乃表欲以伝
国の金と宗の八

天照大神八真澄神鏡座　忍穂耳尊八尺瓊座
素盞烏尊草薙八劔座

宗神聖朝鏡劔を別宮に崇め奉り曲玉の金
と帝国より常く安堂しの つ作る海く意を以て
うやうやしく今日に至るまで神殿八家廟の主と仰き
奉り宝劔八歴代神宮の神体と為せり

素盞烏尊日本武
尊に作国伝の名ひ給へ

事ゆゑ二尊の和魂の表と奉るや　神金八　至る所国般よりまし次寶よ
ちはやふる神代の作の古姿方古一日より至一神
乃ゆくりかなく見出し天皇命を以降て神高代
朝政を執らせ給ひ天孫に神勅をたまはせ
まさに天照大神義ゆゑに父子の情親厚しまた
君王の正徳境のゆゑ海を鎮しめ
のゆゑ温潤して万民を仁し敬のゆゑ利して
と称ひ分ひ人として神の教を世ゆゑ

いとかしこし彼知仁勇の御徳しるつるとに筆し
く聞乗正直は教へもあるつるに元亨釋書い正し
皇孫に伝へ授けさ分のふしもあらるて下の人民
万世よ生れ生るる所よ仰げ生まるる神恵
まれ者さられを以て蒼生を治のるひたるを
以上はふ法の女子あるる世ら治
海内を天陽の境を塵よられ玉い出て連る海
まひく初かるすい上下位の身ら分へるを受し

伝よそこるいさるい所あるる一家を織れらるるかを津
くくおれくはえ賢し法よ宝を失ひく
邪路よりれ悪不肖ら者ら出れ理の庸
迷ら人をいやもてそれ人なる城
かいしひ色ひ伝いんやんの霊宝を常に防護
くくに色さよ人欲の城よそれ出ら伝
て物ひもかけるこれ物く流れ人を
天照大神の民くくに瑞穂の国よ安住し徳田

長岡の雷を含む生井の水を飲て神皇の恩沢
活しかくを吳邦より渡せる他邦より傳ふ
我父母より國を受て傳る類ハ多座の罪人なりや
然るに天賜の印寶を蹟しかの先の狂人なる類
きん人もなきうとてなほ中ゆかるこそ志ばかり
て過てを改古よりはなるべ是ハ或人三種神器の書くうく
なるかの事を記してあるなり
。
古書の行かれかを用しかるものなるの一二

如し

ホ 二の字 余也 ホ 初の行字 ア ミの字 尺の行字 セ サの字 左の行字 凡 スの字 サウの反字

問余ホアアアとセセとなる書紀
て訓ホとなるなるに伝るなる古歌の書
とんとんとうるる

蝮ヘヒ 水蛇とかるこれを訓てアハヒと訓書を日本紀
日本紀に海人とてあるなるを訓しかるなるなる

肅慎ヘヒハセ 是をアヒハセと訓書くなる日本紀
かるなる類ひなるなり
行ますなるる

古歌の四点をとんとん

。古へ[illegible]日本紀とし[illegible]なる[illegible]人い今のもの[illegible]
[illegible]ゆのやうにおりひ[illegible]本の
和語の多のうめ日本紀に[illegible]を大やまと[illegible]
[illegible]書し始め古訓よたくひあアせの語をも伝
[illegible]もしたがしいさやかなる日本紀は五葉
集のごとくのへかなよせゆよして[illegible]
[illegible]す五葉ハ新日本紀ノ十のよ

任那日本府（ミマナノヤマトノアヅカヒヤケ）

日本紀私記。日葉（スヘ）假字（カナ）日本紀ヲ作ル任那（ミマナ）之倭寧（ヤマトノアヅカヒヤケ）
[illegible]初[illegible]府い後世の半[illegible]
。高麗（コウリ）高の音をコウカクし麗のまをりとすコウリ
ハ倭訓よりの[illegible]新羅任那（シンラのミマナ）とす韓まる[illegible]
云り天の[illegible]高の韓まる[illegible]
キシトよりと國主（コクシュ）の韓まる[illegible]新羅数[illegible]
[illegible]と不[illegible]韓の國語ヲ或ハ倭訓し[illegible]
[illegible]博[illegible]

従五位下日向守源光秀（姉妹聞智十兵衛尉 惣三郎惟任氏ノ）　天正十年六月

十三日伏ス誅ニ

異説曰光秀山崎没落の時初て逃て近江濃州中洞仏光山西洞寺ニ潜居し姓名を
へくく若須又奈仰て稲葉一鉄の役の時
神君ニ属し奉れ命を蒙て紀州に遣せ
ら路ヲよて川水ニ溺死ス云々こゝを以宋ニ
かゝ不立て稲葉氏ニ今中洞ニ住かれ和

持の古感状を以て
今夜暫時ニ討捕ん方策ニ本国今庄府中ニ
而ハ働日本古今無双可後誰ニ也哉
為ニ當代ニ苦労一ニ家代の古光方ハ
服部等ニ遣ハ国分国一ニ住石知ル
八月十五日　信長　御判
此知行ハ
かゝる事ハ源義経摂正頼朝と和解の事

[illegible]

○南都興福寺一乗院の藏に後醍醐天皇御宸翰[illegible]

元亨四年（正中元年）九月二十四日の綸旨を獨尊

伏メ兼ケ天命ヲ別當權中納言定房下ス

跪テ奉ル勅ヲ親王將軍ノ政所相模守平高時

勅使万里小路中納言宣房

此ノ間ノ太平記ニ所載ル時ニ場ノ若文ハ

那ヶ編旨ノ中征夷大將軍

ヲヲ宗ノ親王以下ヲ[illegible]

○寶永五戊子閏正月廿八日　台命ヲ下シ新ニ大鐘ヲ

鑄シ[illegible]一錢當十の錢ヲ[illegible]是ヲ偏ニ

梅ノ[illegible]我ノ和銅元年戊申ノ[illegible]銅錢ヲ[illegible]

世の人今年もかく一千年を経ぬる事
の驚いかなりけるを聞に僧侶に始り
南北朝の時孝文帝元嘉廿四年丁亥（元弟二帝 四百六十六年）四銖
の大錢を鑄られるまの代代大錢の事
半ばる大泉五十八王莽の錢大泉五百の長陳錢
の如のこと
雖と長鳴ると俗名ハ日本ハ幽冥録に孝の處宗長鳴
雖ハ實侍ると本ハ俗漢閑語ら
神武天皇ハ草時を開さ中州と号ける百王相基を立テ

帝業を万歳よとれりへ皇陵我君ハ俗ハ
と致へおよ今荒廃て墓田と成り四方に封
小塚と成て農夫ら見ル時ハ哭て悲ム
奈良東南堂 慈明山の東北ニ
明の孝子士孝子ある湯三皇廟に詣ける詩
爰に従て開闢無に三聖一 蠢爾タル生民豈至ニ今
寂寞廟宮誰カ下馬ス 遶迴ル天地に独り治ス禮
崇堦藥夢還テ春色 推日ノ叢著已に暮陰
脹望ノ竜髯に心更に苦ム 白雲偏繫ル鼎湖ノ心

と仰せられ侍りしかば後漢帝廟の山陵と
いへども親しく見奉りしかども
ゆゑの墓所はその跡さへなくなりぬと仰せ
侍りしかば空しく過ぎ侍りぬ
孝子順孫のこころを傳へ侍りし後商家の人遥遠の者と
なりぬ其所を尋ぬる古塚の久しかれども
壽永二年木曾の義仲入洛し安徳帝の日京師
一人として靜かなるものなしよ墳墓法師法華の
法を書て不出しかども後日よりとはて絶えさるる
法紙房ハ此日のゝ称名の業をつとめけり
といへり史傳記に見へたり人いかゝこれを
に今世の傳法師ハ山科より法けて内のまゝ
彩ゆゑ出ぬ似げなく出へくもあらぬ世よりこれを
中院通重書院の拵に相ゆゑのかをよりあり人に
傳へ侍りしと不詳なり天正本太平記に義稙六間の會
所といへり今所謂間(鞍馬寺本ハ本堂の御後ろの間)書院之之机板にい王義之
の草書を寫へり今書院床のうしろへ傳ふ賊義

つゝを今の彼ノ方への地とゝ西十二間遠侍ゝゝ後世
焼失間拾のゝにや成多の事古今日ゝかゝす物
出ノ文礼とゝ略ノ
もの記及墨書上分ゝゝゝ

皇年代略記云康安元年十二月八日東寺長者補任七日ゝゝゝ寅ノ刻
後光厳帝幸山門云云同日遷御所侍行宮云云世侍依
今未入道参道我カ宿所と為帝に粮て立退ゝ楠入道氏
方ゝ為ゝ感ゝて思狂酒肴ゝゝのまゝに剣へ方鎧杯
酒肴ゝて出ゝゝ入ゝゝ情多所まのさのや

○山城国醍醐寺開祖聖宝僧正ハ延喜九年に寂せ堂永五年
代子にいゝゝゝ八百年ゝゝや初ゝて理源大師の諡号を
賜りぬ

○或人問後醍醐帝皇后（藤原禧子）礼成門院後亜相院両号ゝゝ
何ゝゝゝ三日回記を拝ゝゝ帝源州御遷幸ゝ
後光厳院ゝゝ門ゝ多時居住ゝ
ゝゝ礼成門院の号を授けゝ帝還幸ゝ後院
ゝゝゝゝの中宮に後ゝゝ崩後に後京極院ゝ遷

号し奉る故両の名号久しくなる
原義濃守平虎胤父ハ下総国千葉本貫原能登守友胤
〻〻小弓御所合戦の比甲州へ移り武田信虎に仕へ
義濃守も父と倣ひ甲州に仕へ武谷名乗信虎諱の
字を授て虎胤と称せり後相州の北條氏に仕ふ
池田清井ハ〻〻江州の佐々木氏の家人なり太田遠山上野
長野名ハ鎌倉の上杉家の臣〻太田遠山後に小田原の北
條氏に属ス永正七年正月太田源六資高北条に敗き序列
乃里見義弘に仕ふ里見北条合戦の時小田原の浪遠山
丹波守富永三郎兵衛尉等戦死し木村信秋横井大橋
間宮等ハ戦死（横井忠兵衛大橋山城ハ敵陣へ忍入る者）里見の家人
山豊後守杜元将監加藤左馬之長南七郎等信濃守共
外佐貫多賀等数十人ハ死せり海保氏ハ里見の家人
しかる後小田原へ属し久ハ世方の氏信秋を家の
或問足利之方家の御末四国にあれ今ハ蜂須賀氏の臣
僕と為り独り安達川殿の国家のるを家として国家

御待接も他に異なり御主従の礼如何とかの
あるべき答従三位基氏卿に義詮将軍の今月に鎌倉
の管領なりし東国の名仰なり殊に基氏
関東の権を執らるるに諸家貴人と為り国に方
儀称せり永享流の持氏接落し古河へ移り
また坂と偕に公方称号永仙流時氏の長男足利義氏
永禄元年四月鎌倉落居の関東の時細川の興に依し
第四中務太輔太力を持一色刑部少輔出れ役に候し長良
九条衛佐傘の役にして海内の武士と厳重なりし他
吉記に記せる吉田関東の諸士主君のごとくなりやひるる
他家よりなるものなり其先連川に遊り家老
相模守まもりとも昔の保風なるに出和と称て他の
武人と異なり今門一流の後と転連川家に賓客の形る
外様高家の列なりし年始の毎礼称出書院
に接の対面と場に号他のごとくなりしもの
多し是大相国と偕に流すして世家の系譜と正しき

故に名
前侍従従四位下肥後守藤原清正八世の英雄にして
異邦もかくと武勇を若き施しられ籠城業高の高
名を同人の子同じ名を別系して尤能尾張加藤にして
○権中納言藤原忠家光明峯寺関白道家十代孫

正家 二郎 加藤 — 正家 左衛門尉 — 長頼 伊賀守 — 三高 源太郎

三虎 三郎 — 虎時 宮内少輔 — 義時 太郎 — 正時 二郎

正吉 三郎 — 頼方 四郎兵衛 住江尾張国葉栗郡中村 — 清方 二郎右衛門

清信 同播磨守住濃加 住美濃国加茂郡 — 清忠 弾正忠 住美濃国 — 清正 主計頭 肥後守 — 忠廣 従四位下侍従 肥後守

器にて所記の如く世其氏族尾濃に数多ありて本家一家
流れ後世支流ありて伝ふるやう有歟
○濃加宇多院村湯徳寺より持来流三位大伝部姉橋と書伝
解なる是何人なるや予曰是源氏の文明前後の人也一條兼
良公の家人記し姉橋しあり人なる事なるべし
○或書に弘法大師日所作十念大事なるべし

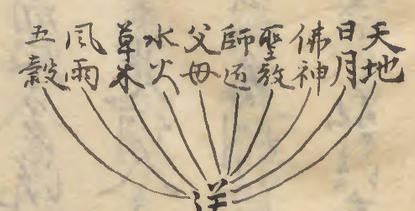

かくのごとく書せるを賞して空海の作と定へ作るべ
浄土宗黒谷は佛立惠照國師增上寺の普光觀智國師の
世人ゝ初めて百方遍知恩寺の佛元眞應國師八人也
作るべし如一忌月六日也

是知恩寺六世の住持と所謂法然勢觀信惠道以惠光
如一也如一知恩院にゝゝ八世と所謂法然勢觀道宗道
舜覚生觀明了信佛元也（佛元國師ハ如上人也）
知恩院二十八世滿參照始て權僧正に任せ後僧正
の任あり（後ハ上寺奥奉仕後代ハ大僧正に任ス）寶永三年知恩院の院家
院の權大僧都に權僧正に任せ同四年の冬知恩院の
方丈國理上人と大僧正に任ゝ（國理ハ名統住職の御師范故ゝ云）同寺宮門跡
是知恩院大僧正始

二品法親王良純和尚　後陽成院八宮母ハ源大典侍具子権大納言室通卿女

二品法親王尊光和尚　後水尾皇子栄宮母ハ新中納言局四辻権大納言本藤卿女

二品法親王尊統和尚　仙洞皇子實ハ有栖川幸仁親王令子園宮大樹殿下御養君也

初四ヶ本寺ハ知恩院知恩寺金戒光明寺清浄華院と鎮西善導寺派の本寺とハ後柏原院勅して知恩院と別て浄土宗惣本寺と定させのひ給ハ他よ異ことなれ和化の如世色名と穏さるるハ四寺共に寺号と勅奏して各編旨をかしるる紀ようよ元和の第宗武の頃上寺ハ所化の年禍を考へ知恩院に遣り知恩院ハ傳奏に申上て編旨成ハ相頃すれ故外の三ヶ寺ハ本寺ハ名のみあて寺の如世色ハ絶るなり

西山派ハむかしの伝ハ光明寺禅林寺各執奏ス

成子二月ヶ月春日郊新安倉左瀬吉村石山寺の記事を

世を寄さ人ゆ様ハ我初年の沈屈

ハ伝ハ伝ハ伝ハ光の様ハ光伝ハ（後宗四年丙辰正月伝ハ伝ハ）

（ヶ月宝暦元年辰六年癸酉中宗）寺ハ江州石山と同しハよ建立ありと

同所にて奥正菩薩彫刻し天皇の宸筆の道同上人
とし人梅ちるに江船石山寺の如意輪の長歌作
我出羽国長岸家二組宝冠
四年国貞十六日作
塑作土像にして西方に向ひ
たりの観音十一面と奥正菩薩といふ作天平宝亀の
ころ作なり西大寺に中興殿と興聖菩薩と福を
乞ふ僧院の正應三年に寂寥しに江船石山寺に
なる人よあり濃州三成寺の宗祖初通と奥正菩薩
と編号のもとに作りの人こりあり石山寺の観音

を作りし奥正菩薩と知るべし作りて寺に伝へ同古へ五
院京所謂石山寺畫堂に福田寺光明寺光寺
一面荒廃して石山寺の御堂は院
田園の石山の地院内は南東の河海沱釈迦薬
師の大像恵真の作地蔵菩薩の作い彼の補院の和尚の
川辺に作りの法の深没して縁起四記も作ハ
[illegible]
池の[illegible]

おくりまいらせ給へば

風白雲落花雪波の描彩の形紋吉村春夏冬を姫と一笑メ

送る跡雲に

と口号して帰り

或る密教の僧曰世よりこの宝壺を持する仏像

と某師に伝授され儀軌の説の仏形よりさ世へ

ふ某師仏像の中形ち苦名称吉祥姫名ある

某師指掌如来座像の下の中某壺と

持てる仏教と世の人知らるるもの名何なる某

師とうとうへり

播磨国飾磨郡姫路城主歴代

赤松蔵人源貞範 横戸寺則村入道法華寺円心二男法名栖雲寺殿

貞和年中姫路に構営ス於姫路郷に此時父円心居に赤

穂郡白幡城に令貞範拒東兵ヲ 貞範令子越前守頼則居ニ同郡左山城

小寺相模守源頼季

依為赤松氏族貞範令頼季監姫路城 先当

国多可郡黒田村産也黒田石原等同宗氏族也 自リ此代守城ヲ

小寺藤兵衛尉景治

小寺豊後守景重

小寺伊賀守職治

嘉吉元年赤松左京太夫満祐法名慈林寺 叛逆之時戦

死

赤松兵部大輔政則 伊予守義雅孫也嘉吉之乱義雅自殺其幼息十松丸時播磨江列ニ薙髪ノ而称ス定額寺性存ト其子則政則也依テ神璽御奪座之賞ニ賜リ加恩半国ヲ且ツ領ス当国ヲ後ニ進ス止マト備前美作等ヲ云云

應仁元年五月再ヒ営ス当城ヲ 文明元年新ニ築キ置塩山城ヲ移リ住ス焉

晩ニ依リ旧例ニ使ム小寺氏ヲ監セ城ヲ明應五年四月

二十五日ニ卒ス号ス松泉院 元善性雲ト 其令子播磨寺政村 初ハ称ス義村ト任ス兵部

収骨ニ法名禅光院堂性園 其嗣左京大夫晴政 法名業熙院性熙 其子兵部少輔義祐

法名松安寺永岳性延 其子上総介則房 法名昌山宗繁 代々相續テ居リ置山城

自リ円心至ル千代九十世 天正五年移ス則房ヲ於阿列

小寺伊勢守豊職 文明元年ニ移リ政則之命ニ守ル当城ヲ

小寺美濃守職隆 一ニ曰ク政職

守城加ヘ後嘗ヲ

小寺加賀守則職

天正五年十月右大臣信長以テ播州ヲ賜豊臣

秀吉仍則職移ル備後国鞆城ニ

小寺宦兵衛尉秀隆初名祐隆後ニ稱屬氏

天正八年譲リ城ヲ於秀吉ニ退テ移リ国府山ニ築テ壘ヲ

居リ之ニ

豊臣秀吉公

監城三代

留主 羽柴美濃守秀長

次ニ 木下肥後守家定 四万石

次ニ 木下右衛佐勝忠 二万五千石

池田三左衛門尉輝政

慶長五年封建之後嘗大城ヲ建ニ殿主ヲ山上山下

宿村中村国府寺村等尽ク撰ミ姫路府ニ開キ八十八

町ニ置ク市鄽ヲ在城十四年慶長十八年正月

二十四日逝ス

池田武蔵守利隆

在城四年元和二年六月十三日逝ス号ス真国院前ノ拾遺俊岳宗傑

本多美濃守忠政

元和三年受ケ封能州補城郭且開ラ河添ヲ通ス舩路ヲ古所謂妹背川今ノ舩場川ヲ居城十五年寛永八年八月十日逝号ス大乾院長岳道悟ト長子中務太輔忠刻別賜ヒ十万石食邑ヲ与ヘ父ト居リ当城寛永三年五月七日逝ス円泰院黄山蒼雄

本多甲斐守政朝

初ハ同国龍野領主也

忠政二男也寛永四年為ル忠政之嗣ト居城八年

寛永十五年十二月二十日逝ス号ス法輪院天誉竜沢ト

松平下総守清匡

寛永十六年受ケ封シ居城六年正保元年三月二十五日逝ス号ス天祥院心巌玄鉄ト其令子鶴松後号ス下総守清良

豪対慶安元年移リ羽刎山形城ニ

松平大和守直基

慶安元年受ケ封同年八月十五日於テ武刎逝ス

号ス佛性院欽剛了無一 嗣子藤松丸後号ス大和守直矩ト 七歳ニ而襲封同

二年移ル越後村上ノ城ニ

松平式部少輔忠次

慶安二年受レ封ヲ居城十七年寛文五年三月二

十九日逝ス号ス浄光院天誉長山ト

榊原刑部大輔政房 忠次嗣子

居城三年寛文七年五月二十四日逝 号ス大宝院本誉心岳崇悟ト

長子熊之助後号ス式部太輔政倫ト 于時二歳移ル越後村上ノ城ニ

松平大和守直矩 直基之嫡

寛文七年受レ封ヲ居城十六年天和二年有レテ故ヘ

迂ニ豊後日田ニ

本多中務太輔政武

天和二年受レ封ヲ

本多吉十郎忠孝 宝永元年移ル越後村上

榊原式部太輔政辰

宝永元年受レ封ヲ

右政辰朝臣之臣某所レ記ス幸ニ依リ所縁ニ私ニ
書ニ字ニ之ヲ畢ヌ
宝永二年孟夏　言無子於テ武城孤鶴堂ニ洗フ筆
姫路城主歴代考
五年戊子季春写ス之ヲ　信景
諸社根元ニ曰幾内云々山城ハ北ヘヌケテ殘ル四国大和ノ
後ニ有ル地形ナレハ元ハ山背ト書スル云々
私ニ按ニ幾内ノ称ハ後世ノ事也山背ハ山前ト對スルノ
名ナリ又大和本紀ニ惣テ材木ヲ採所ヲ杣人ノ
諺ニ山岡ト云ヘハ山城モ昔材木ヲ採リシ處故ト云
ヘルハ據ナキニ非ルニヤ
日本国正統圖ニ曰山城国上管八郡云々大上上国也
上上ノ下ノ上ノ字一ニ大ニ作ル
按ニ節用集ニ東国某管幾郡等云ヘルハ本正統
ノ圖ニ出タル事也
改テ山背ヲ為山城ト日本後紀延暦十三年十月ノ新式　幾内ニ入テ山城ヲ處

之ヲ第一（續日本紀ノ兼和三年十月ノ新式）子来之民謳歌之輩異口同辞平安京（日本後紀延暦十三年）

私ニ曰平安城の称ハ民より自名付て御号彼ノ霊臺霊沼と美と等しく冥と千衆不迁の皇都成ルことを

吉記ニ曰或ル古記ニ云平安城ニ云東ニ有リ厳神ニ西仰ニ猛霊ヲ厳神者賀茂太神宮猛霊者松尾霊社是也依テ二神ノ鎮護ニ期ス万代之平安ヲ云々

私曰賀茂貴船松尾の三所ハ神故多く奈ル口伝のことなり

○歴代編年集成ニ曰延暦十二年癸酉正月十六日始ヲ造ル平安城ヲ日本後記ニ曰延暦十二年三月庚寅令メ五位以上及ト諸国ノ主典以上ニ進ニ役夫ヲ築ニ新京城ヲ

○明月記ニ曰建永元年八月廿一日今日祢ル御霊ト有リ辻祭上過雑々人日来結構ス云ル十八日式日

依テ仰ニ延引今日可渡ニ御桟敷ヲ云々施スニ種々
風情ヲ注ニ曰各神輿渡ル
按ニ神輿を渡し祈雨流を施すとの故実と
称ス冠根をとる住吉の貴介の名を
示す故事を以て切切なる賀茂の祭に時々
雨降ず疫を送るを出雲人なるとて
の材木を渡し清和帝の貞観の始祇園の
御霊会三代実録貞観五年六月廿日御霊会云々ハ牛頭天王祭の祇園祭

三代実録に外国毎に疫癘鬼
舎ル住々ふ所しるつるを考へ合て今諸州季
夏天王を祭るに似たり且祭の御霊といつるハ疫
疫鬼記にいつる御霊幸神なるや是出雲路の
祖歟今幸神町に初ル京師の出雲ちに祭る所の出雲ハ
是なり天下疫病流行し絶ることの一般の
中に見へ侍る史上ノ御霊いまと出雲るの出雲
堂下の御霊ハ下出雲ちるの御霊堂とうやら

上出雲国ハ伝教大師の再建なりて比叡山以
前の寺なり延長四年に記せる出雲寺縁起に
よりて出雲国ハ出雲寺成事建立のよし
なる歌々の古今集に秋に入て出雲ハ　田の稲
（秋の本紀に見ユ）にて丹波山城等よりハ北方なる出雲の国ハ素盞
嗚尊の廟国なれと出雲ハ名よりして素盞嗚尊
なりしも延長の頃出雲ハ牛頭天王を
素盞嗚尊なりと云事貞観十八年感神院の御霊

○

我本別の神名帳海部郡ハ始め伊勢志摩尾張
国なる志摩ハ海を隔て海部より動て中海部
古の国衙にて司廳ハ石在なれと中海ハ始め
へさに海部と云ふ所にせしと所ハ海部郡場
ハ中世国司ハ云宮と呼ばれよ古書に記せるもの
ハ府ハ時よりつゝ国司なりしかるや亦海部郡ハ

漆紙神社と録す此社ハ氏記有ノ圖牧しと載て代
々号業と称地よ吳ゆ[illegible]今ハ社地いけ[illegible]
知と郷ノ海辺の大社津[illegible]

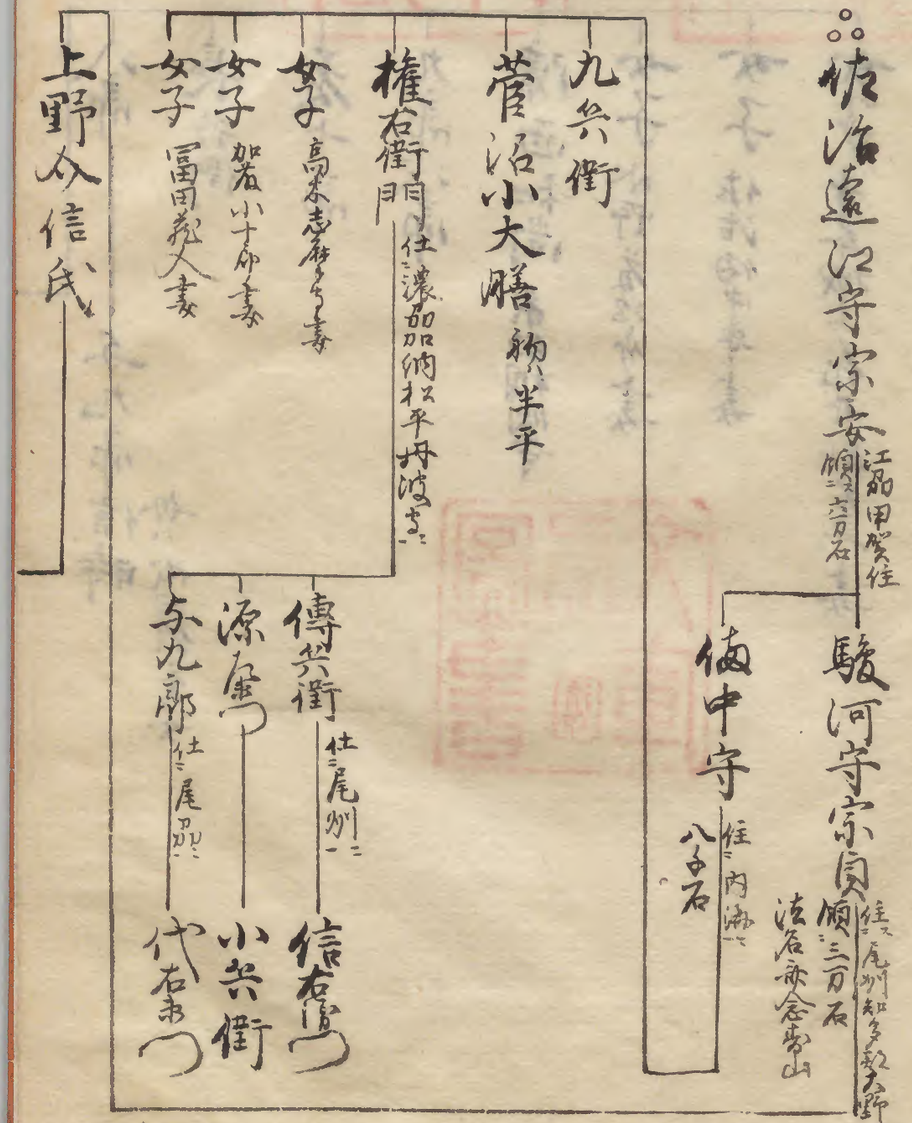

漆部神社を録す此社は氏神有り圖帳いと勢て代
々なる業と也此よ吳服もと今は社地いと
狹く郷し海部の大社津島の分れ
數し津島の社はむかしの漆部神社なりやされも古
書にもの処かれい今さらに又紙しるしるよりて
國郡集説に漆部津島二社とよる記入

○佐治遠江守宗安 江州甲賀住 領二六万石

- 駿河守宗貞 領三万石 住尾州知多郡大野 法名永念寺山
  - 伯中守 住内海 八千石
- 九兵衛
- 菅沼小大膳 物八半平
- 権右衛門 仕濃州加納松平丹波守
  - 女子 高木壱岐守妻
  - 女子 賀茂小十郎妻
  - 女子 富田新八妻
- 上野介信氏
  - 傳兵衛 仕尾州
    - 信右衛
  - 源蔵
    - 小兵衛
  - 与九郎 仕尾州
    - 代右衛

漆紋神社と録す此社は氏神の有り圖帳いと敷て代
代る業と雖も此地より吳服を以て今小社地い[illegible]
[illegible]郷の海紋の大社津[illegible]

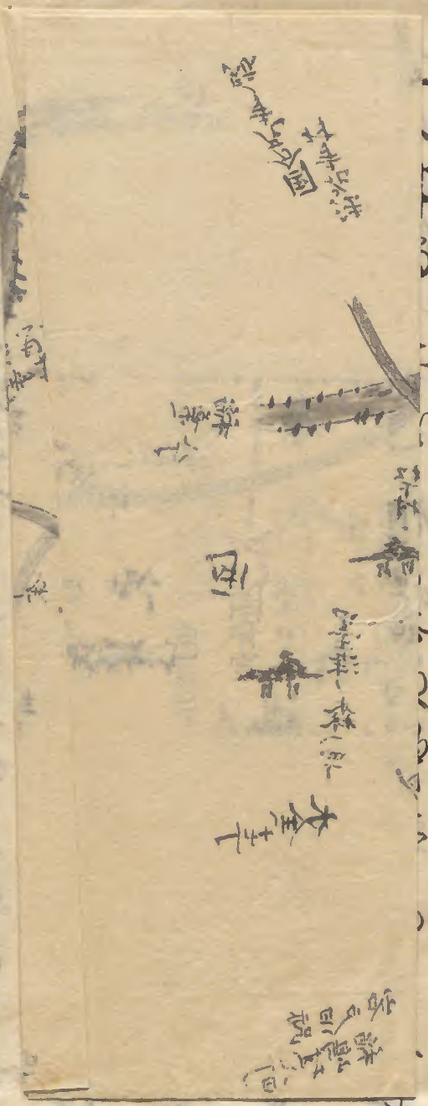

尾張知多郡佐治氏畧系

家紋九本貫宝扇

佐治遠江守宗安 江南甲賀住 領二六万石

九兵衛

菅沼小大膳 初半平

権右衛門 仕濃州加納松平丹波守

女子 高木志摩守妻

女子 加藤小十郎妻

女子 富田義人妻

駿河守宗貞 領三万石 法名永全寺山 住尾州知多郡大野城

備中守 八千石 住内海城

傳兵衛 仕尾州

源蔵

小兵衛

与九郎 仕尾州

代右衛

信右衛

上野介信氏

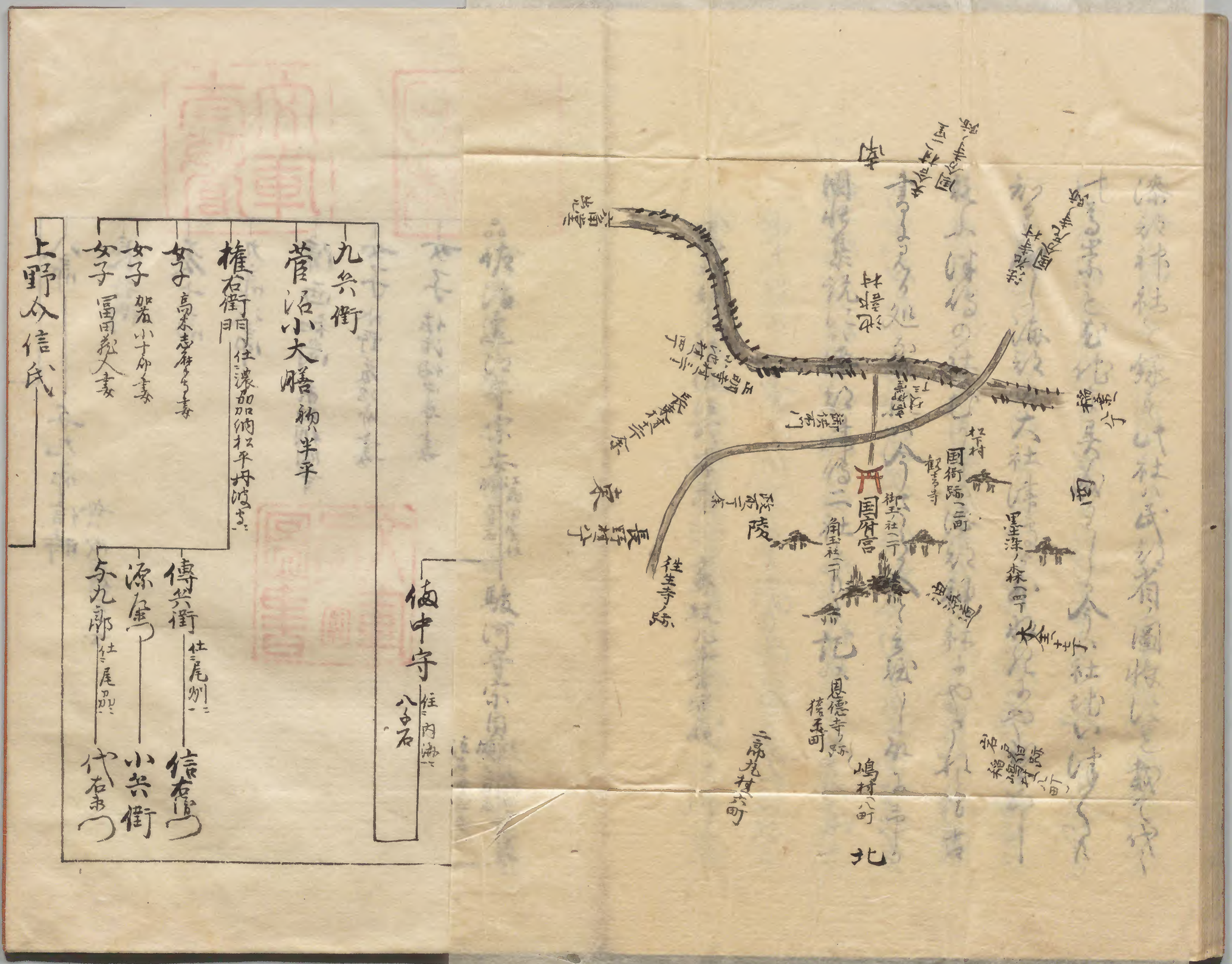
九兵衛
菅沼小大膳 納戸半平
権右衛門 仕濃加納松平丹波守
女子 高木志摩守妻
女子 磯小十郎妻
女子 冨田彦人妻
上野久信氏
傳兵衛 仕尾州
信右衛
源蔵
小兵衛
与九郎 仕尾州
代右衛
備中守 仕内藤 八千石
北
嶋村八町
恩徳寺跡
猿玉町
二郎九村六町
往生寺跡
陵
国府宮
御社二十
角宮社二十
国衙跡一両
墨染の森一町
水洲
沼
沼
沼

八郎 ― 与九郎信時
　　母 織田信秀女
長兵衛
義十郎
九郎次郎
陳西和尚 永松相國寺
女子 水野義治妻
女子 佐治伯中守妻
女子 寺本城主 花井助左衛門妻

宮内庁書陵部図書寮文庫
宮内庁書陵部図書寮文庫 清印

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan